

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成31年3月1日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 森委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
- 3 審議案件  
教委第 70 号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について  
教委第 71 号議案 横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について  
教委第 72 号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について  
教委第 73 号議案 学校規模適正化等について
- 4 その他

[開会時刻：午後2時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は森委員から欠席の連絡をいただいております。急用ということですので、御了承いただきたいと思います。

初めに、会議録の承認を行います。2月1日の会議録の署名者は宮内委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、2月15日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

- 2/19 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/21 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託  
予算第一・予算第二特別委員会（審査日程等協議）
- 2/26 予算第一特別委員会（局別審査）

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、2月19日に本会議第3日目が開催され、一般議案議決、予算代表質疑が行われました。

続いて、2月21日には本会議第4日目が開催され、予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託が行われました。本会議終了後、予算第一・予算第二特別委員会が開催され、審査日程等の協議が行われました。

2月26日には予算第一特別委員会局別審査が行われ、教育委員会関係の予算案の審査が行われました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 2/16 平成30年度 横浜市立学校総合文化祭 小学校マーチングバンド発表会
- 卒業式関係

##### (2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、2月16日に、平成30年度横浜市立学校総合文化祭小学校マーチングバンド発表会が横浜文化体育館で開催されまし

た。当日は、鯉淵教育長が出席しています。

続いて、卒業式関係ですが、本日の午前中、卒業式を行った市立学校がございます。そのうち、横浜サイエンスフロンティア高等学校には鯉淵教育長が出席し、お祝いの言葉を述べました。また、若葉台特別支援学校には大場委員が、横浜商業高等学校には間野委員が出席し、同じくお祝いの言葉を述べております。

次に、報告事項として、この後、所管課からいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、報告させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

鯉淵教育長

報告が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

大場委員

質問ではなくて、私が今日行ってきた関係の感想だけ申し上げます。今日は若葉台特別支援学校の卒業式に行かせていただきました。27名の生徒さんが卒業して、これから社会に入っていくということで、勤め先の企業の皆さんも来ていただきました。ほかの小中学校と違って27名という規模のこともありましたが、全員が一言ずつ挨拶をして、非常に温かい雰囲気の中で卒業式が終わりました。特別支援学校の卒業生たちの就職の道筋はいろいろな人たちの応援をもらって育んでいかなければいけないと私も痛感しましたので、その感想だけ申し上げさせていただきます。

間野委員

横浜商業高校の卒業式に行ってみりました。非常に厳かなながらも温かい式でありました。横浜市歌よりも早く森鷗外が作詞したといわれている校歌を最後に聞きまして、ブラスバンドの演奏の中で非常にいいハーモニーでありました。かつて私は数十年前でしょうか、甲子園でこの校歌を聞いておりましたので、また近いうちに甲子園でこの校歌を聞くことができたらなと思いました。雑感です。

以上です。

鯉淵教育長

横浜サイエンスフロンティア高等学校もいい卒業式でした。

ほかに御質問がなければ、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管課から報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたので、所管の課長より御報告申し上げます。

兵頭人権教育・  
児童生徒  
課担当課長

人権教育・児童生徒課の兵頭です。よろしく申し上げます。

横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたので報告します。報告件数は2件でございます。中ほどの表にありますとおり、いずれも小学校の案件でございます。調査結果の概要を説明いたしますので、おめくりいただき3ページの「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（i 小学校）」を御覧ください。

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（i 小学校）【公表版】」に基づき説明〉

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（j 小学校）【公表版】」に基づき説明〉

調査結果の報告は以上です。

それでは、1 ページ目の一般報告資料にお戻りください。中段あたりの表のいじめ重大事態対処のための調査件数ですが、本日報告した2件が終了となりましたので、調査中の案件は合計8件となっています。調査終了の案件は11件となりました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

大場委員

2 件の報告をいただきました。一つは、2 件とも共通している要素ではないかと思えますけれども、2 件のいずれも児童支援専任が関わっていましたが、担任や保護者との連携が十分でなかったと見受けられる事案だったと思えます。i 小学校の公表版の5 ページですか、児童支援専任は児童の健全育成や保護者との連携など、多方面にわたって担う役割が多いので、学校が児童支援専任の支援をしていく必要があるとなっています。また、児童支援専任が力をきちんと発揮できるように組織体制をしっかりと構築していくことが一番大事なことだろうと思えますので、この点について、もちろんこれまでもいろいろな事案の中で取り組んできたことですが、再度、児童支援専任の関わりについて確認しておきたいと思えます。

前田人権健康  
教育部長

児童支援専任の体制の部分も含めてお話をさせていただきたいと思えます。

お話にありましておとり、子供たちのSOSにしっかりと気付いたり、様々な子供に関わる課題に対して児童支援専任の役割が本当に大きくなってきています。そうした中で、児童支援専任はチーム体制のかなめとしてしっかりと役割を発揮できるような、そうした学校の組織体制を作っていくことをこれからも大事にしていきたいと思っています。ただ、様々な課題もございまして、体制が確立されてきてはいますが、学校だけで解決できないような様々な課題に対して、この報告にもございましたけれども、心理の専門であるスクールカウンセラーですとか、また福祉的な課題についてはスクールソーシャルワーカー等が今入ってきていますので、そういった方々と共にチーム学校の体制として取組を進めていかなければいけないと認識しております。

大場委員

ありがとうございます。一番最初のいじめ重大事態の案件以降、学校で誰かに全てを任せるのではなくて、組織的なチームプレーが大事だということで、それぞれの学校のいじめ防止対策委員会に迅速に報告してもらうというようなこともありましたし、今おっしゃったように関係機関との連携ということもやっていかなければいけないので、今後とも再度各学校における組織的な対応であったり、関係機関との連絡をより綿密にしていく動きをもう一度いろいろな機関やほかの学校に対しても徹底していくことが大事ではないかと感じます。ぜひよろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

間野委員

i 小学校についてですが、いじめが一旦収まった後に、また学年が変わると再発している。その背景の一つに学校の次年度の引継ぎがうまくできていないのではないかと指摘されています。学校は情報をしっかりと共有して、子供が安心して過ごせるようにしてほしいのですが、そこは今後どうしていったら

いいのでしょうか。やはり学年が変わって担任が変わったりするとうまく引継がないことがあるようですが、どんな対応策があるのでしょうか。

前田人権健康  
教育部長

今、間野委員から御指摘いただいた点ですが、やはり学校は組織ですので、しっかりとした情報共有ですとか、引継ぎはとても重要だと思っています。子供に関わる様々な課題について、関わった教職員がしっかりと見える化する形といたしまししょうか、言語にしながら伝えていくということも大事でしょうし、先ほどもお話がありました、システムとしての学校いじめ防止対策委員会もございますので、そういったところでの経緯をしっかりと引き継いでいくことも大事ではないかと思っています。こちらについては今現在、情報伝達のあり方、また共有のあり方については事務局のほうで取組を進めておりまして、そちらは担当課長からお伝えいたします。

兵頭人権教  
育・児童生徒  
課担当課長

今、やはりそれぞれの組織の中でなかなか情報共有し切れていないところがあります。今回の件は、何年か前の事案ですが、現状でも学校、教育委員会の中においても情報共有をさらに図りながら、連携して一つの事案にチームとして取り組むということで、そういった内部システムを今作っており、来年度から稼働させようということで今動いている状況でございます。

間野委員

その内部システムというのは具体的にどんなシステムでしょうか。

兵頭人権教  
育・児童生徒  
課担当課長

例えば、学校教育事務所へ小中学校の保護者から学校生活など、実際に相談があった事案について、その内容によって、特別支援に関してのことであれば教育委員会の中の教育支援の部署と一つのシステムの中で共有できるように、今開発中ではあります。徐々にそういう形で拡大して、それぞれの専門のセクションと事案を受けたセクションとが共有しながら対策を詰めていくということ、内部のネットワークでつなぐというシステムを今検討していきまして、来年度から徐々に稼働を始めるという状況でございます。

間野委員

それはコンピューターシステムという意味ですか。データベースシステムとか、そういうイメージでしょうか。まだ検討中でしょうか。紙のカルテのようなもので引き継いでいくのか、クラウドのようなものに上げて、ある一定の権限を持った人はそういう情報にアクセスができるようにするのですか。

兵頭人権教  
育・児童生徒  
課担当課長

そうです。ネットワークに上げて、権限を持っている職員がアクセスできるということで共有していくというシステムになっています。

間野委員

わかりました。

中村委員

今回に限らず、いじめの話が出るたびに蹴られたり、叩かれたり、いろいろな面で暗い気持ちになります。長期間にわたってこういう辛い思いをしていたお子さんの気持ちを思うと、本当に胸が痛くなります。学校として気をつけなければいけないと思うことが書いてありましたが、客観的な事実を把握しようとするあまり、何か教育の機会だとか、あるいはどちらも同じように話を聞いてというところで、ここに書かれていたように、本当にいじめられている子供の気持ちに十分寄り添うということ、つい見過ごしているわけではありませんけれども、

事実はどうなのかということが優先されがちになるのは本当に気をつけなければいけないと思います。

毎回防止策が出されてきますが、やはりいじめは案件によってみんな内容が違うと思います。今回の i 小学校と j 小学校で、学校現場で具体的に再発防止に取り組むといったときに、i 小学校の場合は具体的にどうで、j 小学校の場合は具体的にどうなのかということが、例えば子供や保護者との信頼関係を築くとか、あるいは法の定義をしっかりと理解するとか、一般論としてはある意味周知されていると思いますが、具体的な事実関係に即して学校としてはどのような再発防止に取り組んでいったらいいのかということで、もし差し障りがあるようなことがありましたらそれは結構ですけれども、できる範囲で教えていただけたらと思います。

前田人権健康  
教育部長

ありがとうございます。今お話しいただいた件ですが、i 小学校・j 小学校ともに、委員からお話があったとおり、学校として事実の状況をしっかりと捉えるというあたりにはだいぶセンサーが働いてきているといいましょうか、丁寧な確認ができるようになってきていると思います。一方で、その子供がどう受け止めているのかという主観の部分に対する丁寧な寄り添いや聞き取りというあたりは共通して大事にしていかなければいけないと確認しております。そのあたりもまた改めて再発防止の中で各学校のほうにも伝えていきたいと思っています。

一方で、これもまた共通点でもありますが、それぞれのお子様の発達段階がご  
ざいます。また、それぞれのお子さんの背景や状況もあります。そういったことをつぶさに心情に寄り添いながら、丁寧に見取っていくということも大事ではないかと思  
います。これは教育のことです。また、さらにそのときに一人ではなくて、先ほどもお  
話が出たように、教職員がしっかりと組織で対応していくこともこれからますます大  
事になるのではないかと思います。そのあたりをしっかりと学校のほうに伝えて、再  
発防止に取り組んでまいりたいと思っております。

兵頭人権教  
育・児童生徒  
課担当課長

補足させていただきますが、i 小学校についてはまさに今出している再発防止策を出す前だったということもありますけれども、本当にできていない状況です。組織対応ができていないということも指摘されていますし、管理職のリーダーシップという点でも非常に問題があったので、それこそ i 小学校については今取り組んでいることをしっかりとやるということができていません。これが重要なところだと思います。j 小学校についてはやろうとしていたのですが、目的には達していません。通り一遍の、例えば再発防止をやろうということで共有してはいますが、それに基づいて対応方針をしっかりと作って、児童の心情にきちんと寄り添ってできていたかということ、それが響いていない、できていない、そこが大きな問題だと思っておりますので、いま一度そこを確認して取り組んでいくことでは、この2点の事案としては違いがあると考えます。

中村委員

本当になくなってほしいと思いながら、なかなかなくなるのが現状で、出るたびに再発防止策が出てきますが、それを各学校が自分事として捉えられないと、法の定義はこうだから、組織的対応をすればいいのよね、と通り一遍ではなく、本当に何が足りなかったのかということを明確にしていくことがそれぞれの学校の再発防止策につながっていくと思いますので、ぜひ一般論ではなく、学校の現状に合わせた再発防止策を考えていくことが必要ではないかと思  
います。

それから、いじめ防止の教育についてということで、本当にいじめは絶対にやっ  
てはいけないという毅然とした態度や指導は絶対的に必要だと思  
いますが、あ

る作家が、私たちは気心の知れた者同士の会話はとても得意だけれども、価値観の違う人との対話を苦手としているのではないかということを書いていました。コミュニケーションを取ったら何でもお互いに全てわかり合えるものがコミュニケーションだと思っているけれども、実はお互いが違う、わかり合えないというところから出発しないと、お互いに議論していくというようにならないのではないかということを書いていました。横浜市も教育ビジョンで多様性の尊重ということを言われていますが、まだまだこういういじめを見ると、少し考えが違うとか、少し洋服が違うとか、少し言葉遣いが違うとか、何かそういうことをきっかけにして大きなことに発展していつているように思います。ですから、いじめ防止と同時に、やはりお互いがわかり合えないというところからスタートして、最終的にぴったり重なり合う人間関係はないわけですが、どこかで受け入れたり、折り合いを見つけていくという、そういう教育がすごく必要なのではないかという感想を持ちました。

以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

宮内委員

i 小学校のケースは中学年から高学年に関するケースであり、j 小学校は低学年で、それぞれ違う対応が必要ではないかと思っております。まず、i 小学校については、根本的に学校マネジメントの欠陥があったのだらうと思っております。それと、児童支援専任の役割が十分果たせていなかったという二つがあると思っておりますが、どこの組織も完璧な人はいるわけがなく、得意・不得意がありまして、それを補うために私たちのこの教育委員会の組織もあれば、学校内での横の連携というのが必要で、お互いに不得意なところを補う体制を作ることが我々のマネジメントの責任だと思っております。

i 小学校の場合、そういったマネジメントの不具合をどうしてわからないのか、方面別事務所等々が動いているはずですが、なぜモニタリングができていかないのかということで、学校のマネジメント力に対する評価、また児童支援専任を置けばいいという形式論の問題ではない。児童支援専任もいろいろなケースを通じて日々成長していくものです。私たちも日々壁にぶつかって成長していかなければいけません。ということで、児童支援専任を置けばいいという単純な話ではないということをもう一回再認識していきたいと思っております。では、システムチックにやるにはどうすればいいかということ、これもいじめの問題で千差万別あるケースを類型化するのは我々の仕事でもあります。しかるに個別具体的にそれぞれの背景があるはず。そこで現場で皆さんは悩んでいるはず、もしくは悩まないで放置している問題を吸い上げるような仕組みづくりが責任ではないかと思っております。これが1つ目です。

j 小学校については、小学校の低学年のときにぶったり叩いたりするというのは、ごく一般的なことだと私は思います。それで、12ページに「トラブルを含めて学校生活全体を『教育の機会』にとらえ、トラブルの経験を通じて児童同士は切磋琢磨して学び成長していくものだという考え方が見受けられるが、本件のように、事案によっては児童の負担への対応が遅れる場合もあり得る」と。これは非常に示唆に富んだ言葉でありまして、あらゆるトラブルも教育の機会として捉えるのが教育者の使命です。これは加害者に対しても、また被害者に対してもあるときは防衛本能等々を刺激するという意味でも教育の機会だらうと思っております。しかるに、対応が遅れるというのもよくある話だと思っております。ですから、この報告書は非常にミスリーディングだと思っております。成長を促す教育の機会だということ

とを否定するような動きになるとまずいです。何もかも何かあったら報告すればいい、何もかも問題があったら児童支援専任に来てもらえばいいという、現場が職務に対するプライドを持たずに事なかれ主義になって報告すればいいという形式論になるということが一番怖いと思っております。

それで、全体論ですが、まず小学校の教員が足りなさ過ぎるのではないかと思います。低学年・高学年、様々な問題が起きているにもかかわらず、また小学校の教員は女性比率が非常に高く、出産等々で出勤が必ずしも計画的にできないという中で、あまりにも配員が少な過ぎるのではないかと思います。無理の上に無理を重ねたような今の体制で、あれもやれ、これもやれというのは非常に酷なのではないかと思っています。それと同時に、高学年対応と低学年対応というのは違うのだらうと思います。不良行為の低学年化、昔は中学校・高校に見られたような暴力行為、犯罪に近い行為が小学校高学年でも行われているというのは事実なので、それが重大な犯罪に結び付かないようにするための予防教育は待ったなしだと思います。そこに対する配員及び指導というか、児童支援専任のレベルアップというのは待ったなしなのではないかと思っています。

それから、低学年については発達段階に応じた対応ができていないのではないかと思います。私たちはインクルーシブ教育をうたっているわけです。でも、インクルーシブ教育でいろいろな人たちを受け入れる体制を作るには、それに応じたプロフェッショナルの養成と配員が必要です。掛け声だけきれいなことを言って現場がついていけない、現場が疲弊してしまっているというのが学校の今の現状ではないかと思っています。いじめをなくそうと思っても、いじめやジェラシーは人間の本性ですので、なくなりません。でも、そういうものを1つずつ現実のものとして受け止めて指導するというのは、そう簡単なことではないと思います。これは永遠の課題ですが、人数を増やす、その次に横の連携を通じた、教師及びマネジメントする人、児童支援専任、あらゆる人を含めて、お互いの成長の機会を本気でやれと、この2つの報告書に言われているのではないかと私は理解いたしました。

鯉淵教育長

教職員人事部長のほうからでいいですか。今の件で答えられる範囲で。

渋谷教職員人事部長

今、御指摘のあった教職員をしっかりと配置するというようなお話につきましては、宮内委員も御存じのとおり、教職員の定数については、国から補助をいただく中で法律に定まった人数の中で配置していますので、その中で対応していかなければいけないということはあると思います。ですから、現状はそういった制度の中での配置になっているということです。あとは、それ以外の部分で何ができるのかということでは、今回予算で提案しておりますが、国の補助の部分にかかわらず、市の単独予算でいかに配置できるかといったことは、今後の検討課題と思っておりますけれども、来年度予算の提案の中で、新たに児童支援専任の後補充の常勤化というところでは、市単独予算ということで、一部ではありますが配置するというようなことで今、予算の提案をしております。今後も学校の状況などを見ながら検討していきたいと考えています。

鯉淵教育長

人材育成関係ではありますか。

前田人権健康教育部長

宮内委員からいただきました仕組み作りという部分を含めてお話をさせていただきたいと思います。縦横斜め、いろいろありますけれども、しっかりとまずは教職員自身が磨いて力量を高めていくことがとても大事ではないかと思っています。

して、仕組みとしては、例えばお話がありました児童支援専任は毎月の定例で研修会を設けております。その中で、これまでもそうでしたけれども、いじめ根絶メソッド等を使いながら、様々なケースメソッドの方式で、様々に変化している内容も含めて研修を積んでおります。それから、同時に様々な役割・立場ということで言いますと、校長研修の中でも毎年そういったいじめについての確認をさせていただいて、常にそういう感度を上げていくように我々としても取組を進めておりますが、これからもそれは進めていきたいと思っております。加えて、いわゆる縦の部分で言いますと、学校は小中一貫ブロックもございますし、小中一貫ブロックで専任、また中学校には生徒指導専任もおり、そういった中で顔が見える関係になってきていますので、より具体的な子供の状況等も見えてきている関係性にありますから、そういったことをもっと大事にしていきたいと思っております。

それから、事務局としてやらなければいけないことも様々にございます。例えば今、方面事務所のお話もありましたが、人権教育・児童生徒課と緊急対応チームという形で様々ないじめの事案に対してできるだけ迅速に対応させていただいています。このケースも数が上がってきていますが、これに対して綿密に丁寧に関わる中で重篤化をさせない、本当に子供にとってどうかという視点で関わりをさせていただいて、いじめ事案への対応をさせていただいております。なかなか完全というものはありませんけれども、これも引き続き丁寧に関わってまいりたいと思っております。

最後に、斜めといいましょうか、また横の関係にもつながりますが、お話ししたとおり関係機関連携はとても重要で、特に福祉部門ですとか、また子供の様々な状況がございますので、例えば他局ですとか、警察はもちろんのこと、区役所等ともしっかりと連携させてもらう機会を、例えば情報共有の機会ですとか、そういったことを活用しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

宮内委員

ありがとうございます。まず、国の配員基準によって決まってしまうという現実には国家の問題であり、由々しき問題だと思っております。しかるに、地方自治体としてできることをやる。今、教職員人事部長がおっしゃったような工夫を引き続き行っていただきたいと思っております。その中で小中連携ということをおっしゃっていましたが、そこに一つのヒントがあるのではないかと思います。というのは、中学校のほうは教科専任制でクラスの数に対する教員の余裕があります。小学校は学級担任制です。これを僕は問題だと思っておりますが、学級担任制の事情によって、またその人の向き不向きによって、また当該児童等々との相性によってうまくいかなくなるとか、多分いろいろな問題があると思っております。そういうときに、中学校で少し人を浮かせて小学校のほうの実情を知る上でも、また教科担任制を増やす意味でも、中学の先生に小学校を見てもらうことをもっとおおらかにやっていくとか、生徒指導についても中学校から小学校にシフトするとか、いろいろなやり方があるのではないかと思います。いずれにしろ、私たちができることというのが幾つかあると思うので、現場の疲弊感を直さないと、公立学校に対する信頼が揺らいでしまうのではないかと思います。ということで、引き続き今おっしゃったようなことを検討・実行していただきたいと思っております。

鯉淵教育長

ほかに何か御意見はありますか。

よろしければ、次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

教委第70号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。よろしくお願いいたします。

教委第70号議案について、説明させていただきます。本件は平成30年2月の市会第1回定例会にて議決された横浜市立学校条例の一部改正に基づき、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正を行うものです。詳細につきましては、所管の課長より説明させていただきます。

須山特別支援  
教育課長

特別支援教育課長の須山です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案資料教委第70号議案を御覧ください。資料の2ページを御覧ください。提案理由は、横浜市立左近山特別支援学校及び横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校の設置に伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案するものになります。

3ページが規則改正案となります。

続きまして、5ページを御覧ください。5ページに案の新旧対照表を付けておりますので、改正の内容につきましてはこちらで説明したいと思います。改正内容は2点となります。

まず1点目は第42条で特別支援学校の部、学科等を定めており、対照表の右側の下にある別表第2のとおり、左近山特別支援学校及び上菅田特別支援学校北綱島分校を追加します。

2点目は第47条の2になりますが、通称について定めております。右側の改正案を御覧ください。分校移行後も現在と変わらない教育環境を継続していくよう、横浜市立北綱島特別支援学校を通称名として今後も使用していきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

特になければ、教委第70号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第71号議案、教委第72号議案については内容が関連する案件であるため、所管課からまとめて説明させていただきます。

渋谷教職員人  
事部長

教職員人事部長の渋谷です。よろしくお願いいたします。

教委第71号議案「横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、それから教委第72号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について」、この2つの議案についてお諮りさせていただきます。内容につきましては、教職員人事課長から説明させていただきます。

市川教職員人  
事課長

教職員人事課長の市川です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして2ページを御覧ください。提案理由でございます。教育委員会が指定する横浜市立学校に校長代理を置くことができることとするなどのため、横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管

理運営に関する規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

続きまして、3ページでございます。3ページにつきましては改正の内容でございますが、詳しくは1枚おめくりいただきました5ページに新旧対照表を付けておりますので、こちらで説明させていただきます。左側は現行規定でございます。右側が改正案となっております。

まず、第4条になります。校長代理の部分ですが、「委員会が指定する学校に校長代理を置くことができる」と改正いたします。

続きまして、第5条の4になります。「前項の規定にかかわらず、校長代理を置く学校の副校長は」と、「学校」という形で改正をさせていただきます。次の行、「校務を整理し、必要に応じ児童又は」を文言として追加いたします。こちらが統括校長等設置規則の改正になります。

続きまして、おめくりいただきまして6ページになります。市立学校の管理運営に関する規則について改正をするものでございます。右側の改正案の14条の3、本文中に「校長代理」を追加し、1号のところに併せて同じように「校長代理」を挿入いたします。

58条の準用部分につきましては、途中の「14条の3」という部分については削除いたし、字句の文言の整理として、「併設型中学校」という形で改正させていただきます。こちらが管理運営に関する規則の改正でございます。

続きまして、教委第72号議案のほうを御覧ください。1枚おめくりいただき、2ページになります。提案理由になります。教育委員会が指定する横浜市立学校に校長代理を置くことができることに伴い、関係規程の整備を図る等のため、横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正したいので提案するものでございます。

3ページにつきましては改正文でございますが、同じように1枚おめくりいただきまして、5ページに新旧対照表を付けてございます。こちらで説明いたします。右側の改正案の部分を御覧ください。第5条、教職員人事部長の専決事項の1号のところで文言の整理を行います。併せて2号についても文言の整理を行います。第9条教職員人事課長専決事項につきまして、第3号及び第4号、第6号について同じように文言の整理を行います。15条、学校長及び校長代理の専決事項の2に「及び校長代理」を挿入いたします。こちらが事務局専決規程の改正についてです。

1枚おめくりいただきまして、6ページになります。市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の第2条、対象となる職の1号につきまして、「校長代理」を挿入します。現行の2号につきましては削除いたし、以降、2号、3号につきましては項ずれのためそれぞれ改めるものでございます。

改正については以上でございます。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

特に御意見等がなければ、まず、教委第71号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第72号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
次に、教委第73号議案「学校規模適正化等について」、所管課から説明いたします。

上田施設部長

施設部長の上田でございます。どうぞよろしく願いいたします。  
お手元の資料の1ページ、教委第73号議案「学校規模適正化等について」になります。恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして、提案理由を御覧いただければと思います。1月30日付の、附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえまして、神奈川区にあります菅田小学校の学校規模適正化等を図るため、通学区域が隣接しております池上小学校との学校統合の実施について提案するものでございます。詳細については、担当課長より説明させていただきます。

増田学校計画  
課担当課長

学校計画課担当課長の増田でございます。3ページの「菅田小学校の学校規模適正化等について」という資料を用いまして、概要について御説明差し上げたいと思います。

「1 趣旨」でございますが、神奈川区にある菅田小学校は、通学区域内におきまして少子高齢化が進行したことにより、今後児童数が著しく減少いたしまして、平成35年度、2023年度には全学年が単級になる見込みでございます。平成29年11月、菅田小学校の学校規模適正化等について、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問を行いまして、その後、保護者・地域等の代表者から成る検討部会を設置いたしまして、諸課題の調査審議を行ってまいりました。このたび横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえまして、平成33年4月に菅田小学校と池上小学校を統合するものでございます。

「(1) 経過」でございます。表の2行目の平成30年1月31日に第1回検討部会を開催いたしまして、その後3月の第2回検討部会におきまして、池上小学校と菅田小学校の統合を決定しております。続いて、4月の第3回検討部会におきまして、統合校の使用校舎を池上小学校とすることを決定し、統合校の通学区域を決定しております。後ほど図で御説明差し上げたいと思います。続いて、平成33年、2021年4月に統合することを決定しております。その後、通学安全点検を経まして、11月の第5回検討部会におきまして、学校名案アンケートの実施を決定し、次の第6回検討部会におきまして、通学安全に関する要望書を決定すると共に、学校名案を「菅田の丘小学校」に決定し、意見書を取りまとめております。その後、1月30日の検討部会の親会に当たります横浜市学校規模適正化等検討委員会におきまして、検討部会から提出された意見書のとおり教育委員会に対し答申することを決定しております。

なお、下の米印のところですが、上記のほか、請願等の対応を行うと共に、保護者等に対する説明会を計11回開催しております。

(2) の検討部会の委員名簿については御覧のとおりでございます。

続いて、裏面の4ページの「2 学校統合等について」ですが、「(1) 統合校の通学区域」は赤い枠で薄い緑色をかけた部分が統合校の通学区域となります。統合校の使用校舎となる池上小学校は通学区域のちょうど中心に位置いたしまして、区域内のどこからも望ましい通学距離である片道おおむね2キロ以内となっております。また、西側の青の格子模様となっているエリアにつきましては、東本郷小学校または鴨居小学校へも通えるよう、関係校の校長と協議済み

で、指定地区外就学許可制度を弾力的に運用していくこととなっております。

続いて、「(2) 統合校の一般学級児童数・学級数の推計」です。まず現行の菅田小学校の今後の推計ですが、右のほうを御覧いただきますと、平成35年、2023年度に児童数は168人、全学年で単級6学級の小規模校となることを見込まれております。一方の池上小学校においても平成33年度、2021年度に11学級ということで、こちらも小規模校になることを見込まれております。そうしたところで、統合校の推計ですが、平成33年4月に統合いたしますと、一般学級の児童数は523人、クラス数でいいますと17クラスということで、ちょうど横浜市における平均的な規模の小学校となります。

「3 答申について」は別紙のとおりということで、恐れ入ります、次の5ページから答申となっておりますが、1枚めくっていただいて、7ページを御覧ください。「1 調査審議事項」につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます、次のページの8ページの「2 その他、統合にあたっての要望」についての(1)のみ読み上げさせていただきますと思います。

「統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めると共に、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行ができるようお願いいたします。」など、5項目の要望が記載されております。

では、恐れ入りますが、また4ページの4番にお戻りいただきたいと思えます。「4 今後の予定」でございます。「横浜市立学校の統合を実施するにあたり、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため、別途、『横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出』を教育委員会で御審議いただき、承認されましたら、横浜市会に『横浜市立学校条例の一部を改正する条例』の議案を提出します。

なお、統合校の校舎として使用いたします現在の池上小学校については、施設の老朽化が進んでいることから、建て替え対象校に選定されており、現在、基本構想の策定を進めております。」

説明は以上でございます。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

大場委員

菅田小学校と池上小学校の案件については、昨年から教育委員会にもいろいろな御意見が寄せられています。恐らくきめ細かい対応をしていただいたと思えます。先ほどお話があったとおり、保護者等への説明会も11回実施しましたし、ほかの学校統合に比べたら検討部会の回数も多いように私は感じます。その関連で、学校名もこういう形で菅田の丘小学校という方向になりましたが、学校名のアンケートというのはどのくらいの皆さんが参画をしてくれて、菅田の丘がどのくらいの票数を取ったのか、その状況だけ確認したいと思います。

増田学校計画  
課担当課長

まず、学校名案の応募総数ですが、138件。内訳としましては児童から105件、地域の方からは33件ということで、これまでの学校統合で学校名を決めたアンケートの中では比較的少ない応募数でございます。公募して出てきた案としましては、元々あったそれぞれの学校名を合わせたような名前、または池上小学校、菅田小学校のどちらかの名前という学校名案が大半でございます。ざっと読み上げますと、例えば池上小学校の池と菅田小学校の田を合わせまして池田という名前、池菅とか、菅池とか、池菅田、池上菅田、菅田池上というような、両方を合わせたような名前がございました。

大場委員の御指摘の菅田の丘というのは、実は1件だけということですが、皆

様の議論の中でやはり菅田地区、菅田町における一つの小学校になるということと、アンケートの結果、意外に池上小学校という校名にこだわるような御意見はそれほど多くもなかったということもございまして、菅田という名前をつけていこうという方向で議論が進みました。その中で、菅田の丘の「丘」は、両校の校歌の歌詞の中にございます。菅田小学校の歌詞の中にはまさに「菅田の丘」という歌詞がございますし、池上小学校の歌詞の中には「丘の上」という歌詞があり、「丘」が一つのキーワードになっています。皆さんに議論いただいた結果、最後に投票いたしました。皆様に御納得いただいて「菅田の丘」ということで検討部会の中で名前が決まった次第でございます。

鯉淵教育長

ほかに御意見等がなければ、教委第73号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
以上で本日の審議が終了いたしました。  
事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

報告いたします。  
2月15日から2月28日の間に個人の方170名から、市立北綱島特別支援学校に関する要望書が提出されました。2月18日に1団体から、吃音（きつおん）のある児童・生徒に対する支援体制の確立に関する要望書が提出されました。2月26日に1団体から、教科書採択地区の分割を求める要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思いますので、委員の皆様は、内容の御確認をよろしく願いいたします。  
次回の教育委員会臨時会は、3月11日月曜日の午後2時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会定例会は、4月8日月曜日の午後2時から開催する予定でございます。  
以上です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は3月11日月曜日の午後2時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は4月8日月曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。  
以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。  
なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午後3時17分]